（前ページ下段より）

そのようにして闘いに立ち上がることを極力おさえ、そのためには医者や坊主さえも動員してきました。

私たちが最近とり上げた患者の例を上げるならば、結婚適令期を迎えた娘を持った家庭がありますが、その娘さんたちの縁組みが問題になっています。「精神病だ」とか何とか、いわれるのです。私たちがその人のことを問題にしたときこういわれました――「もう二度と古傷にさわるようなことはやめてくれ。あの悲惨なことを思いだすより、そっとしておいてもらいたい」と。このような犠牲者がつぎからつぎにでています。

家族が立ち上がった

その後こんな家族たちが、「これは本当に自分一人の問題ではない。やっぱり資本の合理化が原因である以上、全労仂者の問題だ、命をむしばまれているすべての人々のために立ち上がろう」と決意したとき、この闘いは発展しました。

闘いが前進しはじめますと、熊本労仂基準局は直ちに検査をいたしました。その結果、現在二硫化炭素の許容基準集は二〇PPMですが、労仂基準局長は「興国人絹のガス濃度はその二〇PPM以下だから問題はない」と天下に公表したのです。それどころか、われわれの闘いを徹底的につぶそうとかかってきました。それに対し私たちはあらゆる事実をバクロして、闘いました。

タイマツもって歩け

いま興人は、月に一、〇〇〇トンの二硫化炭素を使っています。しかし最新設備をもってしても回収できる二硫化炭素はその三割で、月々七〇〇トンにものぼる恐しい殺人兵器が放散されているのです。

二硫化炭素は一〇、〇〇〇PPM以上になると点火しますから、会社はそれを燃やしているのですから、それ以上の量のガスがあるのです。だから中央交流のとき私が「これがウソと思うなら、審査員と社長がタイマツに火をつけて、工場を歩いて見てくれ」といいましたら、審査員も社長もまた労仂省も、一言半句も答えることができませんでした。それでも政府と資本と御用学者は、一体となって殺人謀議を行なっています。そのためには高名な博士をさえ使って、インチキな資料さえデッチ上げています。いま私たちは、本当に命を守るための闘いを真剣に取り組まなければ、命は保障されていないのです。労仂災害は、まさしく合理化の集約といえます。

何よりまず安保破棄を

この労仂災害防止闘争は、命を守り、生活を守る闘いの方向は、安保体制の中で押しつけてくる合理化をくつがえし、安保を破棄することでなければならず、安保を破棄してこそ本当に、労仂者の権利、命、生活が保障されるのです。したがって、いまこそ全民主勢力が一丸となって、七〇年闘争を組むべきだと思います。

イタイイタイ病の責任追及へ

富山対策会議代表

現在二百九十九名の弁護団を結集でき、すでに訴訟を起こしております。

弁護団の中心は青年法律家協会ですが、その団長は自民党です。弁護士の本来の使命は、人権擁護にあるとの立場から進んでその任に当たられております。

われわれの方の勢力は、富山イタイイタイ病対策会議（総評・県評・全日農など）、同対策協議会（地元の患者・遺族）、補償要求弁護団の三団体で構成しています。

目指す大法廷の設置

私たちは、次のように活動しています。

一、大法廷設置をめざす運動。

二、訴訟費用は、県の負担とする運動。

三、街頭署名を中心とする毎月八日を公害デーとする運動。

すでに府中市ではこの運動に、百万円補助することを議会で決議し、富山県内で約四十市町村議会がこの運動の支援決議や訴訟費用の補助を決議しました。

一人の弁護士のごときは、東京の住居を売り払ってきて、現地に居をかまえ、法律事務所を開設、十年戦争に耐える態勢をつくりました。運動に社会党、共産党・自民党の区別は不要のことです。

基本は災害責任の追及

私たちが訴訟を起こしてからでさえ、すでに二十数名の患者が死んで行きました。とかく「生きているうちに、いくらでも金をとってやろう」という、安易な考えがでておりますが、しかし訴訟を進める弁護団の基本方針は、「企業の災害責任を明らかにする」ところにおかれています。ご支援をおねがいいたします。

水俣病の真実を更に広げること

〝生ける人形の告発〟著者 首藤留夫さん

水俣病の悲劇は、ただ単に四十四人の死者と、六十九人の回復不可能な患者を生んだ事実と、狂い死にするという症状などの悲惨さだけではありません。

より大きな社会的な問題は、一連の経過が示しているように、日本の政治がかかえている諸々の問題が、水俣病の問題に集中的に含まれているところにあるのです。

工場病院から患者発見

昭和三十一年九月、皮肉にも窒素水俣の付属病院から、奇病患者がいるという事実がでてきましたが、その後、熊大医学部で研究が続けられていく中で、工場側は「これは廃液と関係はない。終戦処理のとき残された爆弾だ。あるいは水銀農薬が原因だろう」と主張すると同時に、清浦教授などの学者を通じて、熊大研究を傷つけました。

それにもかかわらず熊大医学部の七年間の研究の結果、工場廃水の中に含まれる有機水銀が水俣病の原因だということが立証され、昨年九月、厚生省による公害認定（新潟水俣病と共に）となったのです。

やっと江頭社長自身、一軒一軒患者の家をまわり、「悪いことをいたしました。重々おわびを申し上げます」と、工場廃液原因説を肯定したわけです。

会社主張百八十度回転

そして先月から水俣病裁判がはじまりました。ところが会社側はその公判に際し、一年前の態度を百八十度回転させて、「会社は水俣病について過失はない」と主張してきました。

その裏にあるのは、昭和三十四年の漁業補償協定（工場側に責任があることがはっきりしても、再び補償の要求はいたしません、という条項を含んでいる）で、窒素はこれを楯にとって「最早や工場側に責任がない」という立場をとっているわけです。私はこの態度の中に、公害における資本の方針を見ています。

行動の基礎は知ることだと思います。どにかくもっと事実を広げることだと思います。

（発言者はNHK人吉勤務）

救済闘争と共に反合闘争も……

新潟、水俣病対策会議代表

新潟の第二の水俣病は、九州の第一の水俣病の原因を御用学者や日本化学工業協会、さらに日本独占資本、自民党政府がぐるになって、かくしてきたというところから生まれてきました。

発生は昭和四十年に……

新潟で水俣病発生が知られたのは昭和四十年四月末のことです。

はじめは、残念ながら、民主勢力を結集して原因を明らかにすることができず、仂きかけた結果やっと「赤旗」にのせてもらったくらいでした。

新潟大学ではすでに第二水俣病が発生したことを知りながら、一般住民に警告を発することをしなかったのでした。

赤旗の記事で、とにかく水俣病は明るみに出ました。

九州では漁民の人たちが、血まで流して闘ったというのに、残念なことに新潟では、労仂者が漁民と対決してしまったほどでした。「俺たちの賃金までへる」という考え方があったからで、闘いになりませんでした。

それに御用学者が出てくる、調査の仕事を政府の手ににぎられてしまったことが、労仂者の考えを誤らせた原因ともなったのです。

被害は明治の始めから

公害被害は明治のはじめから起きてきたのですが、そのたびに資本の側と国家権力が必ずぐるになって、闘いを大きくしないうちにつぶしてきています。

私たちは過去の公害めぐる闘いから、敗北の歴史を学びました。さいわい沼津のコンビナートにおける闘いの勝利から、新潟で闘う教訓をひき出しました。

教訓とは、第一に公害は本質的に、利潤追求のために、命を無視してまでも資本が行なう合理化、それを助ける自民党の政策にある、ということです。また自民党に直結し、地域住民から税金を吸い上げ、それを企業につぎこんでいる自治体であることも共に。

確信が運動を広げた

さいわい、私たちが「人道的だ」との確信をもって行なった呼びかけが、労仂組合を動かしましたものの、県評加盟労組の中には、加害者である昭和電工の組合もあって、「これを取り上げるなら、組織を脱退する」という騒ぎさえ起きてきました。新日窒素の労仂者とも、この点全く共通しています。

最後には労仂組合にも公害の本質的原因と闘うことの意義が受け容れられ、それを中心に、民主的な対策組織をつくることができたのです。それまで、ずいぶんと努力が要りましたが。

闘って補償もとった

三池でもいま認定、補償、治療が問題になっていますが、要するに「責任者は、被害者が被害を受ける前の生活の状態を補償しろ。したがって被害者の治療はタダにしろ」ということです。私たちは治療補償とともに、生活補償も勝ち取ることができました。形は「貸し付け」でも、「返せと要求することはしない」ということです。一世帯につき、年間二十万円から四十万円ほど出させています。

原因追及も、徹底的に行ないました。新潟病研究機関を、「いったいどっちの立場に立つのか。真実を守ってほしい」と、うったえてまわりました。そのとき熊大医学部教授の一人がいいました――「もし水俣でも、みなさんのように民主団体が一丸となって支援してくれたら、あんな負け方もしないですんだろう」

学者も立ち上がった

あんのじょう、学者たちはがんばってくれて、「第二水俣病は、昭和電工に原因がある」との結論を出すところまでこぎつけました。ところがそのとき、厚生省・通産省・科学技術庁など関係省庁は、寄ってたかって、「原因はまだ明らかにできる段階ではない」と横槍を入れ、中間報告にしてしまったのです。そのとき研究機関の人たちはほとんど全員総退場して抗議したことさえあります。

私たちはあくまで科学者たちの追及してきた事実の上に立って、「昭和電工が犯人だ」と書いたポスターをはりめぐらして闘いましたが、そのとき県評は「昭和電工が犯人だ、ときめつけてくれるのは困る」とひっこんでしまいました。これは考えねばならぬことだと思います。たとえ企業や国家や県は公害原因をごまかしても、労仂者・労仂組合こそ被害を受ける側に立って、真実を守り、原因を明らかにするために闘わなければならないのです。

何もしない政府追及へ

昭和四十二年に、厚生省もやっと「昭和電工が第二水俣病の犯人だ」とはっきり認めました。

しかし政府は、結論こそ認めましても、対策を講ずることは致しません。事実、どこでも、何もしてはいない。私たちは、この政府の態度を承服することはできません。ここに私たちが、第二水俣病の責任を追及するために、裁判に訴えている理由があるのです。

公害をめぐる闘いは、けっして被害者だけの闘いにしてはならない問題です。それは被害者を救うことと共に、公害そのものをなくすために、合理化反対もともに闘うことでなければダメです。

さらに連帯が必要です。命を守る闘いとして、みなさんとともに連帯を強めて闘ってゆきましょう。

闘いを通して数千の三池闘争を

北摂地区労災職業病対策会議

三池大変災七年忌にあたり、虐殺された四百五十八名の仲間の霊にたいし、政府・独占資本へのおさえがたい憤りをこめて、心から哀悼の意を表します。また私たちは、いまなお病いに苦しむ八百二十余名のCO中毒の仲間のみなさんに、はるか大阪の地より心をはせております。

大変災が示した教訓

六〇年安保闘争と結節した三池の大闘争、以後の長期抵抗路線――その中軸をなす反合理化・生命を守る闘いは、われわれ労仂者に巨大な教訓と指標をあたえました。なかんずく一九六三年一一月九日の大変災は、われわれに大きな衝撃を――すなわち闘わねば労仂者の生命はもはや守りえぬ――現体制の冷酷なる現実を、まざまざと私たちにつきつけたのであります。

これを契機に、ここ大阪の北摂地域において労災職業病対策会議が、上部団体の如何を問わず、広く職場労仂者・労組に呼びかけて結成され、以来四年三池の闘いに学び、励まされ、今日まで生命を守る地域共闘を展開してまいりました。

この間とくに三年にわたり、企業閉鎖・全員首切り攻撃にも屈せず闘いぬかれた宇山カーボン労組のじん肺闘争に対しては、三池主婦会の方々を含め、絶大なるご支援をいただき感謝にたえません。

（次ページ上段へ）